

特 記 仕 様 書

事業年度	令和8年度
工事名	国道道路改築工事（三ヶ谷・管渠工）
路線河海名	一般国道409号
工事箇所	茂原市 三ヶ谷

千葉県長生土木事務所

第1章 総則

第1条 適用

- この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通 特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 工期及び作業時間帯

- 本工事の工期は、契約日の翌日から150日間までとする。
なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
その他の作業不能日（年末年始）	6日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ）1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間／年間

ロ）8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 段階確認

- 受注者は、施工段階においては監督職員から段階確認の指示があった場合は、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。
ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。
- 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第4条 建設副産物

- 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のＤ票及びＥ票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

- 有筋コンクリート殻は片道運搬距離 23.8 kmの(有)地引組（東金市小野字大原 496-2）に運搬、処分すること。
- アスファルト切断排水は、片道運搬距離約 29.8km の太陽建設(株)市原エコセンター（市原市八幡海岸 通 1969 - 65）に運搬し、処理すること。
- アスファルト殻は、片道運搬距離約 46.8km の(有)越川商店（東金市小野字大原 496 - 2）に運搬し、処理すること。
- 現場発生品については、片道運搬距離 2.0 kmの長生土木事務所所有地（茂原市三ヶ谷 2003 地先）に運搬すること。
- 建設発生土については、隣接する長生 GL 用地内に仮置きすること。なお、これにより難しい場合は、発注者と協議することとする。

第5条 工事中の安全確保

- 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。

	人数（日）	摘 要
土砂運搬時	2 人	工事箇所出入口：１人 ストックヤード：１人
資機材運搬時	1 人	工事箇所出入口：１人

第2章 材 料

第1条 材料等

1. 受注者は、施工計画書に主要資材一覧とともにその品質を証する資料を添付し監督職員の承諾を得ること。

第2条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スラフ [°]	水セメント比	呼び強度	セメントの 種 類
集水桝（呑口）（吐口）	25(20)mm	12 cm	55%以下	24N/mm ²	高炉セメントB種
均しコンクリート	25(20)mm	8 cm	規定なし	18N/mm ²	高炉セメントB種

ただし、これにより難しい場合は、材料承認等により承諾を得るものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年9月一部改正）により行うものとする。

第3条 盛土材

1. 本工事で使用する盛土材（サンドマットを除く）は、長生郡睦沢町川島地先の長生GLストックヤード（片道運搬距離:9.0km）に仮置きしている土砂を使用するものとする。
2. サンドマットに使用する砂はJIS A 1204（土の粒度試験方法）によるふるい分の0.075通過量が6～15%以下のものでなければならない。
3. 上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第4条 支給材料

1. 支給材料は下表のとおりとする。

名称	規格	単位	数量	支給場所	摘要
高密度ポリエチレン管	φ200	m	8	長生GL用地（茂原市立木地先）	

第3章 施 工

第1条 仮設工

1. 本工事に関する仮設備に関しては、サンドマットおよび工事用道路盛土を除き、任意仮設とする。
2. 受注者は、現地の状況を十分に把握し、安全性、細微構造等について十分に検討したうえ、設計図書により難しい場合は監督職員と協議するものとする。
3. 本工事で用いる排水ポンプについては排水量：0～120m³/hを想定している。
4. 工事の施工については、受注者の責任において実施するものとする。

第4章 その他

第1条 環境対策

1. 受注者は、千葉県環境マネジメントシステムに掲げる「公共事業における環境影響の低減」を推進するため、施工計画書の「環境対策」に「環境に配慮した工事の実施計画」を記載するものとする。

第2条 工事における創意工夫等について

1. 受注者は、工事実施において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第3条 付則

1. 仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表

詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する(受注者希望型) 対象工種: 土工1,000m³未満 作業土工(床掘工) ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない